

## 千葉県立保健医療大学教員選考規程

### (目的)

第1条 この規程は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第3条の規定に基づき、千葉県立保健医療大学の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の採用及び昇任のための選考(以下「選考」という。)に関し必要な事項を定める。

### (採用及び昇任のための選考)

第2条 教員の選考は、千葉県立保健医療大学教員選考基準により、教授会の議に基づき学長が行う。

2 教員の採用のための選考は原則として公募によるものとする。

3 教員の昇任のための選考について必要な事項は別に定める。

### (委員会の設置)

第3条 教授会は、教員の採用のための選考の必要が生じたときは、その都度教員候補者の資格を審査するため、教員資格審査委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会に関し必要な事項は、教授会が別に定める。

### (教授会における選考)

第4条 教授会は、委員会から報告のあった教員候補者について、構成員の3分の2以上の出席者による投票を行い、有効投票総数の過半数により決する。

2 前項に該当する者がいないときは、得票上位二位までの者について投票を行い、有効投票総数の過半数により決する。得票同数等の場合は、再度審議のうえ投票を行うことができる。

3 委員会から報告のあった教員候補者が1名のときは、信任投票を行うものとし、有効投票総数の過半数により決する。

4 前三項の投票において、白票は有効投票に含めるものとする。

5 投票は、無記名とする。

### (再選考)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、この規程に定めるところにより再選考を行う。

(1) 前条第1項による投票の結果、白票数が有効投票総数の過半数に達したとき。

(2) 前条第2項による投票の結果、該当者がなかったとき。

(3) 前条第3項による信任投票の結果、信任されなかったとき。

### (選考結果の報告)

第6条 教授会は、選考結果を学長に報告する。学長は、教員候補者を知事に申し出なければならない。

### (助手の特例)

第7条 助手の選考については、第4条の規定を適用せず、委員会において教員候補者を決定し、結果を教授会に報告するものとする。

### (選考に当たっての留意事項)

第8条 教員の採用のための選考を行う場合には、次の各号を遵守するものとする。

(1) 面接審査前、面接審査の際などに、教員候補者に対して、採用条件を書面(電子媒体を含む)で明示すること。

(2) 応募者の資格審査結果、面接審査結果、必要提出書類の充足確認結果など、選

考のための重要事項について、書面により記録すること。

(3) 前二号の処理は、複数の教職員により行うこと。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成22年1月4日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月22日から施行する。